

第29回管理栄養士国家試験受験要領

厚生労働省

受験に関する書類作成に当たっての注意

- 本要領は必ず熟読すること
- 記入に当たっては誤りのないようにすること
- 書類の提出期限は厳守すること
- 書類は書留郵便で送ること
- 本要領は、合格発表まで大切に保管すること
- 出願書類に不備がある場合、受験できないことがあるので注意すること

管理栄養士国家試験問い合わせ先

管理栄養士国家試験臨時事務所

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目20番5号

電話番号 03-5200-5862

受付時間 9:00～17:00

(土日祝日、年末年始12月27日(土)～
1月4日(日)を除く、平日)

第 2 9 回管理栄養士国家試験受験要領

1 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

2 試験期日

平成 2 7 年 3 月 2 2 日（日曜日）

3 試験科目

管理栄養士国家試験の科目は、次のとおりである。

- ア 社会・環境と健康
- イ 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
- ウ 食べ物と健康
- エ 基礎栄養学
- オ 応用栄養学
- カ 栄養教育論
- キ 臨床栄養学
- ク 公衆栄養学
- ケ 給食経営管理論

4 受験資格、提出書類

※ すべての受験者が必ず提出する書類

- ① 受験願書（別紙様式第 1）
- ② コンピューター入力カード（別紙様式第 2）
- ③ 写真台紙（別紙様式第 3）

(1) 修業年限が 2 年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、5 の厚生労働省令で定める施設において、3 年以上栄養の指導に従事した者（実務期間 3 年以上終了）。

- ① ～ ③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第 4）
- ⑤ 実務証明書（別紙様式第 5 の①）

(2) 修業年限が 2 年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、5 の厚生労働省令で定める施設において、平成 2 7 年 3 月 3 1 日までに 3 年以上従事する見込みの者（実務期間 3 年終了見込み）。

- ① ～ ③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第 4）
- ⑤ 実務終了見込証明書（別紙様式第 5 の②）

※ 平成 2 7 年 4 月 1 日（水）～同年 4 月 7 日（火）（消印有効）までに規定の実務を終えたことを証明する「実務終了証明書（別紙様式第 5 の③）」を提出すること。

期限内に提出されないときは、当該受験は無効となるので注意すること。

- (3) 修業年限が3年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む）である**栄養士養成施設**〔(9)に該当する養成施設を除く〕を卒業して**栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設**において**2年以上栄養の指導に従事した者（実務期間2年以上終了）**。

① ～ ③

④ 免許等照合書（別紙様式第4）

⑤ 実務証明書（別紙様式第5の①）

- (4) 修業年限が3年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む）である**栄養士養成施設**〔(9)に該当する養成施設を除く〕を卒業して**栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設**において**平成27年3月31日までに2年以上従事する見込みの者（実務期間2年終了見込み）**。

① ～ ③

④ 免許等照合書（別紙様式第4）

⑤ 実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）

※ 平成27年4月1日（水）～同年4月7日（火）（消印有効）までに規定の実務を終えたことを証明する「**実務終了証明書（別紙様式第5の③）**」を提出すること。

期限内に提出されないときは、当該受験は無効となるので注意すること。

- (5) 修業年限が4年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む）である**栄養士養成施設**を卒業して**栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設**において**1年以上栄養の指導に従事した者（実務期間1年以上終了）**。

① ～ ③

④ 免許等照合書（別紙様式第4）

⑤ 実務証明書（別紙様式第5の①）

- (6) 修業年限が4年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む）である**栄養士養成施設**を卒業して**栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設**において**平成27年3月31日までに1年以上従事する見込みの者（実務期間1年終了見込み）**。

① ～ ③

④ 免許等照合書（別紙様式第4）

⑤ 実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）

※ 平成27年4月1日（水）～同年4月7日（火）（消印有効）までに規定の実務を終えたことを証明する「**実務終了証明書（別紙様式第5の③）**」を提出すること。

期限内に提出されないときは、当該受験は無効となるので注意すること。

- (7) 修業年限が4年である**管理栄養士養成施設**を卒業して**栄養士の免許を受けた者**。

① ～ ③

④ 免許等照合書（別紙様式第4）

- (8) 修業年限が4年である**管理栄養士養成施設**を平成27年3月31日までに卒業見込みであって、**栄養士の免許を受ける見込みの者**。

① ～ ③

④ 免許等照合書（別紙様式第4）

※ 編入学等により既に栄養士免許を受けた者のみ提出すること。

⑤ 卒業・履修見込証明書

※ 養成施設を卒業したことを証明する「卒業・履修証明書」及び、「栄養士免許取得（見込）照合書」を平成27年4月1日（水）～同年4月7日（火）（消印有効）までに提出すること。期限内に提出されないときは、当該受験は無効となるので注意すること。

以下の書類は、養成施設が作成すること。

⑥－1 卒業・履修見込証明書

平成27年3月31日までに必要な単位を履修し、養成施設を卒業する見込であることを証明する書類。

⑥－2 卒業・履修証明書

平成27年3月31日までに必要な単位を取得し、養成施設を卒業したことを証明する書類。

⑦ 栄養士免許取得（見込）照合書

平成27年3月31日までに栄養士免許登録が行われていることを証明する書類。

※作成した書類は、所定の大きさとし、書類は、左側上隅をクリップでとめること（ホッチキスではとめないこと）。

(9) 修業年限が3年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第5条の4第3号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者。

① ～ ③

④ 免許等照合書（別紙様式第4）

⑤ 卒業・履修証明書

※ 第25回以降の受験票を所持している者は、この受験票の提出をもって、免許等照合書（別紙様式第4）及び実務証明書（別紙様式第5の①）の提出を省略できる。

（受験票の氏名に変更があった場合には、これらが確認できる戸籍謄本又は抄本を添付すること。）

ただし、所持している受験票の試験について、「実務終了見込証明書」を提出後、期日までに「実務終了証明書」を提出しなかった場合、その試験の受験資格が無効となっており、受験票の添付が不可であるので注意すること。

【受験資格及び提出書類一覧】

※受験を希望する者は、下記により受験資格及び提出書類を提出すること。（別紙）

1 受験資格	2 提出書類 提出期間：平成27年 1月9日(金)～1月16日(金)	3 試験日	4 追加で提出する書類 提出期間：平成27年 4月1日(水)～4月7日(火)	5 合格発表
(1) 実務終了者 ○修業年限2年又は3年又は4年の栄養士養成施設を卒業した者であって、規定の実務を終了している者	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3) ④ 免許等照合書 (別紙様式第4) ⑤-1 実務証明書 (1年又は2年又は3年) (別紙様式第5の①) ※第25回以降の受験票を持っている者は、④及び⑤-1の提出は必要ない。		なし	
(2) 実務終了見込者 ○修業年限2年又は3年又は4年の栄養士養成施設を卒業し、規定の実務経験を終了見込みである者 (平成27年3月31日までに、規定の実務を終了見込みの者)	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3) ④ 免許等照合書 (別紙様式第4) ⑤-2 実務終了見込証明書 (別紙様式第5の②) 〔平成27年3月31日までに1年又は2年又は3年以上の実務に従事する見込みであることを証明する書類〕	平成27年 3月22日(日) 受験後提出	⑤-3 実務終了証明書 (別紙様式第5の③) 実務終了証明書の提出がなかった場合には、受験が無効となるので注意すること。	平成27年 5月8日(金)
(3) 既卒者 ○修業年限4年の管理栄養士養成施設を卒業した者 ○修業年限3年の栄養士養成施設(特例)を卒業した者	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3) ④ 免許等照合書 (別紙様式第4) ※第25回以降の受験票を持っている者は、④の提出は必要ない。		なし	
(4) 卒業見込者 ※1 ○修業年限4年の管理栄養士養成施設を卒業見込みである者 (平成27年3月31日までに、修業年限4年の管理栄養士の養成施設を卒業見込みの者)	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3) ⑥-1 卒業・履修見込証明書 (養成施設が作成) 〔平成27年3月31日までに必要な単位を履修し、養成施設を卒業する見込みであることを証明する書類〕	受験後提出	⑥-2 卒業・履修証明書 (養成施設が作成) 〔平成27年3月31日までに必要な単位を取得し、養成施設を卒業したことを証明する書類〕 ⑦ 栄養士免許取得(見込) 照合書 (養成施設が取りまとめ) 〔平成27年3月31日までに栄養士免許登録が行われていることを証明する書類〕	

※1：卒業見込者は、受験に必要な書類を養成施設へ提出し、養成施設が期日までに試験地を管理栄養士国家試験臨時事務所に書類を提出すること。また、卒業見込者であっても、編入学等により既に栄養士免許を取得している者は、出願時に④の書類も提出すること。なお、⑦の書類を追加で提出する必要はない。

5 厚生労働省令で定める施設

- ア 寄宿舍、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
- イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
- ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校
- エ 栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
- オ アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

6 書類提出に当たっての注意点

(1) 願書・提出書類

- ・ 願書、提出書類等の作成は、本受験要領を熟読し、記入例を参考の上、誤りのないように記入すること。
- ・ 願書等の記入を誤った場合には、各様式の「注意」にある訂正方法によること。
- ・ 必要事項は全て記入すること。
- ・ 提出書類に記入する氏名は、戸籍（中長期在留者については、在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類等）に記載されている文字を使用すること。
- ・ 受験資格の確認ができない場合には、受験できないことがあるので十分に注意すること。なお、書類の不備等があった場合、着払いにて返送することがある。
- ・ 受験願書提出後、住所等に変更があった場合には、必ず郵便局に転居届を提出しておくこと。
- ・ 受験に関する書類を受理した後は、
 - 1) 書類は返還しない。
 - 2) 受験手数料は返還しない。
 - 3) 受験地の変更は認めない。

(2) 受験手数料納入の方法

- ・ 受験手数料は、**6, 800円**の額に相当する**収入印紙**（郵便局等で販売）を願書に貼付すること。都道府県の収入証紙では受験できない。
- ・ 収入印紙は、消印しないこと。消印した場合は、無効となるので注意すること。

(3) コンピューター入力カード（別紙様式第2）

複写式のため強く記入し、切り離さないこと。切り離した場合は3枚をクリップでとめておくこと（ホッチキスでとめないこと）。

(4) 写真台紙（別紙様式第3）

所定の大きさ（縦11cm×横25cm）の写真台紙に必要事項を記入し、提出前6ヶ月以内に脱帽して正面から無背景で撮影した縦6cm・横4cmの上半身像であって、その裏面に撮影年月日・氏名を記入した写真を貼り付けること。なお、スナップ写真は不可とする。連絡先の電話番号（携帯電話等）は、必ず日中つながるものを記入すること。

(5) 免許等照合書（別紙様式第4）

- ・ 栄養士免許証と養成施設の卒業証書（証明書）の記載内容を、免許等照合書（別紙様式第4）に転記し、保健所又は都道府県、保健所設置市、若しくは特別区の本庁（一部除く）へ各原本を持参の上、照合を受けること。
- ・ 結婚や転居等により氏名・本籍等を変更している場合は、速やかに**書換えの申請**を行い、その上で照合を受けること。書換えの手続きに時間を要し、照合を受けられない場合は戸籍謄本（又は抄本）を持参し、照合を受けること。
（栄養士法施行令第3条に定められているとおり、本籍地都道府県名、氏名等に変更が生じた場合、30日以内に栄養士名簿の訂正を申請しなければならない。）
- ・ 4年制の管理栄養士養成課程（P16の養成施設コード番号一覧参照）に入学し、これを履修した者は、履修証明書を卒業学校より入手し、持参の上、4年制の管理栄養士養成課程を履修している者であることの照合を受けること。
- ・ 学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科（P20の養成施設コード番号一覧参照）に入学し、これを履修した者は、履修証明書を卒業学校より入手し、持参の上、専攻科1年又は2年を履修している者であることの照合を受けること。
- ・ 該当専攻科を修了した者は、専攻科の卒業証書（証明書）を免許等照合書に転記し、コンピューター入力カードについても専攻科の学校名、学校コード、卒業年月を記入すること。
※免許等照合書の「3. 履修証明書の写し」については、受験者は記入しないこと。
※卒業時から氏名を変更している場合（卒業証明書と栄養士免許証の氏名が異なる場合）は、戸籍謄本（又は抄本）を持参し、照合を受けること。

(6) 実務証明書（別紙様式第5の①・②・③）

実務証明書は、**5の厚生労働省令で定める施設**において、栄養士が栄養の指導に専従した場合、証明が得られるものであり、**施設の証明者は、虚偽により証明書を作成した場合には、罰せられることがある。**

- ・ 第29回の実務証明書様式でなければ出願はできない。
- ・ 様式は、コピーを使用しても構わない。
- ・ 実務施設の名称、所在地は実際に仕事をしている施設（実務施設）を記入すること。
- ・ 証明欄Aは実務施設の証明をとること。
- ・ 実際に仕事をしている施設（実務施設＝**証明欄A**）と雇用されている会社（委託や派遣など＝**証明欄B**）が異なる場合は、**証明欄Aの証明と証明欄Bの証明をとること。**
- ・ 証明はいずれも職印とすること。施設において職印が無い場合には、施設長の個人印でも構わない。なお、**記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず記載した証明欄Aの証明印で訂正すること。**出願者の個人印、証明欄Bの証明印での訂正は不可とする。
- ・ 実務施設が2ヶ所以上の場合は、各々作成し、実務期間（実務終了見込期間を含む）が合計して規定の年数以上であること（日数を合計する場合は、**31日をもって1か月とする。**）。
- ・ 実務施設が2ヶ所以上であり、一方の施設で規定の実務期間の一部を終え、他方で不足の実務を行っている場合は、**実務証明書（別紙様式第5の①）と実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）を作成し、提出すること。**この場合、追加書類の実務終了証明書（別紙様式第5の③）を提出すること。

- ・ 実務施設が1ヶ所であっても、実務期間が分かれている場合は、**1期間につき1枚作成すること。**
- ・ パート又は非常勤で栄養の指導に従事している場合は、**週4日以上かつ1日6時間以上**勤務している者については、実務として認める。
 ※ 週3日で1日8時間や週5日で1日5時間等の場合は、実務として認められないので注意すること。
- ・ **実務の施設が倒産等でなくなった場合は**、実務を証明する書類として、下記3点を証明できる書類を提出すること。
 - 1) 当該施設が存在していたこと
 (施設が存在していた地域を管轄する保健所等で、施設が実在していたことを証明できるもの。登記簿謄本など)
 - 2) 当該施設に勤務していたこと
 (職業安定所が発行する当時の雇用保険加入証明又は勤務期間分全ての給料明細書など)
 - 3) 栄養士として栄養の指導に従事していたこと
 (当時の雇用者や上司から、勤務期間及び業務内容について記載してもらう)
 ※上記3点を証明できる書類を提出ができない場合、実務内容・実務期間の確認ができないため、実務期間として認めない。

(7) 提出方法

提出は、別紙様式の封筒(角2号、幅24cm×33.2cm)を使用し、管理栄養士国家試験臨時事務所あてに、**必ず書留郵便で送ること。**

提出書類は折り曲げないこと。折り曲げた書類は、開いて封筒に入れること。

(8) 願書等の提出

- ・ 受験願書の提出期間は、**平成27年1月9日(金)からとし、同年1月16日(金)までの消印有効(書留郵便)。**
- ・ 卒業見込者の受験願書等の提出は、養成施設が取りまとめて行い、封筒の表に朱書きで「第29回管理栄養士国家試験受験申込書類在中」と記載し、上記期間内に管理栄養士国家試験臨時事務所に**必ず書留郵便にて送付すること。**
- ・ やむを得ず持参する場合は、各試験地の国家試験担当(P10参照)に、**平成27年1月16日(金)17時まで**に提出すること。

(9) 追加書類の提出

- ・ 追加書類の提出期間は、**平成27年4月1日(水)からとし、同年4月7日(火)までの消印有効(書留郵便)。**
- ・ 市販の角2号封筒を使用し、封筒の表に朱書きで「第29回管理栄養士国家試験追加書類在中」と記載し、管理栄養士国家試験臨時事務所に**必ず書留郵便で送ること。**
- ・ 卒業見込者の追加書類の提出は、養成施設が取りまとめて行い、封筒の表に朱書きで「第29回管理栄養士国家試験追加書類在中」と記載し、上記期間内に管理栄養士国家試験臨時事務所に**必ず書留郵便にて送付すること。**
- ・ やむを得ず持参する場合は、各試験地の国家試験担当に、**平成27年4月7日(火)17時まで**に提出すること。

(10) 受験票の送付

受験票（葉書）は、平成27年3月6日（金）に投函し、郵送（普通郵便）により交付する予定である。平成27年3月13日（金）までに受験票が到着しない場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所へ問い合わせること。

(11) 試験会場

試験会場については、受験票送付時に案内する。会場に関する問い合わせには、応じられない。

(12) 合格発表（※電話での合否照会には応じられません。）

- 合格者は、平成27年5月8日（金）14時に厚生労働省、各試験地の国家試験担当にその受験地、受験番号のみを掲示して発表する。
- 厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）においても、合格者の受験番号のみを掲載するが、最終的な確認は、必ず合格証書にて行うこと。
- 合格者には、厚生労働省から平成27年5月8日（金）に合格証書（葉書）を郵送（普通郵便）により交付する予定である。平成27年5月15日（金）までに合格証書が到着しない場合は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室管理栄養士国家試験担当に問い合わせること。本人確認が必要なため、受験者本人以外からの照会には応じられない。
- 受験願書提出後に住所が変更になった場合は、必ず郵便局に転居届を提出しておくこと。

(13) 合格後の管理栄養士免許申請

合格後の管理栄養士免許申請は、原則として住所地の都道府県庁又は保健所が窓口となっているので、合格証書に記載されている書類を持参の上、申請すること。

(14) その他

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成26年12月18日（木）までに厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室に申し出ること。申し出た者については、受験の際に必要な配慮を講ずることがある。

管理栄養士国家試験問い合わせ先

- * 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する場合
- * 合格証書未着、その他受験に関する問い合わせ

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室
管理栄養士国家試験担当

電話番号：03-3595-2440（9：00～18：15）
Eメール：kanrieiyoushi@mhlw.go.jp（障害者専用）

【Q&A】

Q1. 栄養士免許取得前からの実務は受験資格の実務経験期間に含めることができますか？

A. 栄養士免許取得後から実務経験期間に含めることができます。

Q2. どのような施設が実務施設として認められるのですか？

また、どのような業務が実務経験とみなされるのですか？

A. 厚生労働省令（栄養士法施行規則）で定める（実務証明書に示されている）施設において、栄養士として採用され、栄養指導業務（献立作成，食品材料の選択，栄養に関する教育，栄養に関する調査研究，栄養行政に関する業務，栄養に関する相談、指導，栄養に関する知識の普及向上）に専従していなければなりません。販売員、調理員等の栄養指導業務以外の業務も同時に行っている場合は実務経験とみなされません。

Q3. 実務施設が2ヶ所以上であり、一方の施設で規定の実務期間の一部を終え、他方で不足の実務を行っている場合は、どの書類を提出するのですか？

A. 実務証明書（別紙様式第5の①）及び、実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）を作成し、提出してください。なお、この場合、追加提出書類の実務終了証明書（別紙様式第5の③）を提出してください。

Q4. 過去の受験票の提出により、免許等照合書及び実務証明書を省略することは認められますか？

A. 第25回以降の受験票を所持している者は、認められます。コンピューター入力カード（別紙様式第2の②）に、受験票（原本）を貼付してください。なお、第25回追加試験（平成23年7月31日実施）の対象者は、追加試験の受験票を貼付してください。

【願書送付先】

- (1) 受験に関する書類の郵送先及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

管理栄養士国家試験臨時事務所

東京都中央区日本橋1丁目20番5号 〒103-0027

電話番号 03(5200)5862

- (2) 受験に関する書類を直接持参する場合の提出先及び合格発表場所は下記のとおりとする。

窓口受付時間 9:00～17:00

(行政機関の休日を除く、平日)

	国家試験担当 所在地
パソナ・札幌 国家試験担当	〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西2丁目5番 JRタワーオフィスプラザさっぽろ16階
パソナ・仙台 国家試験担当	〒980-8485 宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン18階
パソナ 国家試験担当	〒100-8228 東京都千代田区大手町2丁目6番4号
パソナ・名駅 国家試験担当	〒450-6042 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 JRセントラルタワーズ42階
パソナ・大阪 国家試験担当	〒541-0047 大阪府大阪市中央区淡路町4丁目2番5号 パソナグループビルアネックス
パソナ・広島 国家試験担当	〒730-0035 広島県広島市中区本通7番19号 広島ダイヤモンドビル7階
パソナ・福岡 国家試験担当	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル13階
人材派遣センター オキナワ 国家試験担当	〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル9階